

憲法OBA MJ 連載の現在いま

《 憲法問題特別委員会だより 》

第82回

6月16日 憲法市民講座9条連続学習会(第5回)

「自衛隊・集団的自衛権合憲の立場から見た9条加憲案」報告

憲法問題特別委員会 委員 徳永 信一

■ 「新安保法制賛成派が説く9条憲法改正議論」という刺激的な副題が示すように、井上武史准教授（九州大学）は、2015年に朝日新聞が行なった憲法学者を対象としたアンケート-「集団的自衛権を認める新安保基本法は合憲か違憲か」-に対し、これを「合憲」だとした少数の憲法学者です。少数の憲法学者として有名になりました。

■ 冒頭、井上准教授は、朝日のアンケートに対し、「馬鹿正直に回答したら注目されることになってしまった」と言っておられました。井上准教授が師事している京大の大石眞一門は、基本的に自衛隊も集団的自衛権も合憲であるとしています。実のところ、佐々木惣一以来、佐藤幸治を含む京大憲法学は、いわゆる芦田修正を重視し、自衛隊を合憲だとし、国連憲章で認められた集団的自衛権を除外しない立場をとってきました。しかし、朝日新聞が回答を寄せた学者の立場をもとに、「ほとんどの憲法学者が安保基本法に反対している」としたこと、彼らの多くが自衛隊も違憲だとしていることを安倍首相に逆手にとられてしまいました。憲法学者の多くが自衛隊を違憲だとしていることが憲法改正の必要性の根拠とされるというなんとも皮肉な事態が起こったのです。

■ 井上准教授は日本国憲法が国際的に「押しつけ憲法」とされ、その正当性が疑問視されていることを紹介されましたが、これもまた衝撃的でした。これまで「押しつけ憲法」というのは、日本国憲法の制定に瑕疵があることを主張する保守反動の頑迷な議論だという思い込みがあったわけですが、それが国際的な評価だといわれると、改めて憲法を持つことの世界史的な意味と日本国憲法の特異さが浮き彫りになりました。何だか、憲法をめぐる戦後の議論がグルッと一回転したような気がしました。

■ そうした立ち位置にたって、井上准教授は現状の憲法9条に対して疑問を呈します。なにより、自衛隊という

現実を認める政府解釈と素直な文言解釈が乖離することの立憲主義的な不健全があります。自衛隊の存在と活動範囲をめぐる戦後の政府解釈が国民に根付いているのなら、この不健全を正す憲法改正には正当性があるというのが井上准教授の考え方です。また、現実の政治の問題にかかわらず、国防に関してもっと民主主義を信頼しようという基本的なスタンスを主張しておられました。

■ ただし、井上准教授は、自民党案は、必ずしも宣言的な改憲（これまでの政府解釈を変えるものではないし、集団的自衛権をめぐる議論に対して決着をつけるものでもない）に止まるものではないということを指摘されました。自民党内での憲法改正の議論をリードしてきた高村正彦副総裁はこれまでの政府解釈を1ミリも変えないといっていますが、自民党がとりまとめた改憲案には「防衛のための必要最小限」という専守防衛の縛りがあえて外されています。

■ 講演の中でも紹介された月刊誌における高村副総裁と井上准教授の対談では、井上准教授の前記指摘を高村副総裁がかわしているのですが、このお惚けのなかにこそ、自民党の自民党らしい改憲に向けた政略があるのかもしれないことを指摘しておられました。今後、この点は重要性を帯びてくると思われました。

■ 質疑応答では、参加した市民から弁護士会の立場との整合性に関する質問がありました。井上准教授は、あえてその質問を引き受け、「立憲主義は特定の憲法との関係でいうものではない」とし、弁護士会の立場が間違っていると明言されました。

■ 賛否のことは置くとして、実に明解な説明でした。多様な議論を咀嚼しつつ、憲法改正に関する各人の意見を掘り下げる。日弁連の総会決議の趣旨に合致する有益な講演だったと思いました。